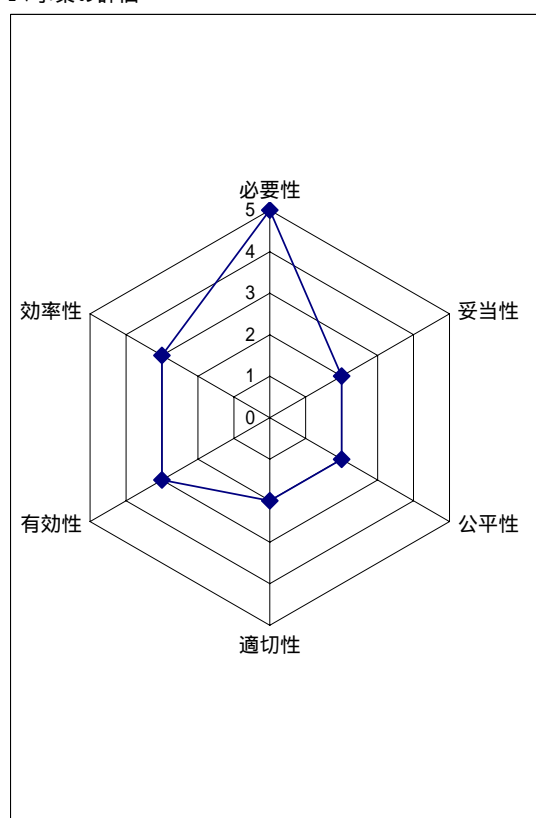


事務事業名	市内巡回バス運行事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	心かよう地域福祉の環境・基盤づくり	担当係名	高齢福祉係
施策	地域福祉環境を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	高齢者や自動車を利用できない方の公共交通手段を確保することにより、公共施設や通院や買い物等のアクセスとして、地域住民の日常生活の利便性と住民福祉の向上を図る。 市の公用車を活用し、無料で平日毎日運行。		
事業の期間(開始/終了)	平成16年 5月/ 年 月		
根拠法令、条例、規則など	市内巡回バス運行事業実施要項		
事業が対象としている人(モノ)	高齢者や車の利用できない者		
具体的な活動内容	巡回バスの委託・管理運営をする		
	利用者の意見(苦情・提言)について対応する		
	利用者数の実績把握・集計をする		
	運営についての課題検討する		
事業の成果	直営のため路線バスが通らない細い道路も全体に巡回できる		
	利用者の要望によりコース変更や時刻改正ができる		
	高齢者の運転であり、安全運転、接客態度に注意が必要である		
	通院や買物等に利用されている		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている
	益々、高齢化が進み介護予防のため、遊湯館や病院へ自分一人または友人とともに外出できる環境づくりすることが重要である。路線バスの廃止に伴い、その交通手段として巡回バスを運行することは利便性の向上に繋がらなければならない。
妥当性	2 民間等でも実施できる(実施している)事業である
	無料で運行しているため行政が関与している。民間の場合採算がとれない事業のため実施する業者はいない。また民間で有料となると利益を得るため料金によって利用者の増加は見込めない。民間委託は可能であり、その場合もっと効率的な運行ができ、専門的であるので安心して乗車でき、事故対応も迅速にできるのではないかと。
公平性	2 広い範囲を対象としているが、活用は一部にとどまるなど、若干偏りがある
	福祉バスとして高齢者対象ではなく、交通弱者の交通手段として運行しているが、実際は一般の利用者・障害者の利用は少なく、ほとんどが高齢者の利用である。
適切性	2 現在のやり方(手段)には、やや問題がある
	2台で市内全体を巡回しているため、毎日運行には限界があり、運転手の確保等の問題もある。また改正により市の公用車の活用を平成18年度から実施するが、今後はバスの故障や修繕の対応が全部市で行うことになるため、スムーズな運行となるかどうか疑問がある。
有効性	3 どちらとも言えない
	市民の要望を取り入れた結果、幹線道路だけでなく路線バスの通らなかった道路も運行され、停留所の間隔も1分~2分間隔にしたが、それでも高齢者にとっては困難であるため、もっと多く設置してほしいとの要望があるが、比較的元気な高齢者には病院や遊湯館への外出の交通手段の一つとして利用されており、運行は有効で有ると考える。
効率性	3 どちらとも言えない
	バス2台の借上料・運転業務委託料・燃料費を含めコストだけを考えると効率は悪い。また17年度借上げていたマイクロバスは古く年々修繕料の増加が予想されたため、平成18年度に改正し、市の公用車を活用することになった。しかし、1台がワゴン車のため、マイクロバスと同じようにどの路線にも運行できないため効率性を考慮すると課題が残る。

総合評価	高齢者にとっては、家族に頼らず外出でき、介護予防として利用者との交流や外出機会が増え、巡回バスを交通手段として考えている住民がいることは大変有効であるが、近年小型車により玄関から好きな時間に利用できるデマンドタクシーが普及し始め、高齢者のニーズも年々変化している。今後は経費面だけでなく、高齢者のニーズにあった運行が求められるのではないかとと思われる。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	改善(質の充実・効率化)	中長期的方向	改善(質の充実・効率化)
	説明	平成16年5月から試行運転を開始以来、平成18年4月に大幅な時刻改正・ルートの一部見直し・車種の変更等を行い新たに運行事業を開始した。また、停留所の位置や乗継ぎ時間など市民からの要望があります。これらを改善し市民から利便性の高い愛される巡回バスの運営を目指し努力する。			
決定権者判断	決定内容	改善(質の充実・効率化)			
	説明	交通弱者を守る上からも巡回バスは必要である。また、バスの有料広告や愛称など考え、更に、これからも改善を加え利用者の増加を図る。			